

東京医科歯科大学歯学部附属病院看護部規則

（平成16年4月1日）
規則第134号

（趣旨）

第1条 東京医科歯科大学歯学部附属病院看護部（以下「看護部」という。）については東京医科歯科大学歯学部附属病院規則(平成16年規則第130号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第2条 看護部は、歯学部附属病院長の管理の下に、歯学部附属病院の患者に対し、診療及び療養上に必要な看護業務を行う。

（組織）

第3条 看護部に次の部門を置く。

- (1) 管理部門
- (2) 外来部門
- (3) 病棟部門
- (4) 中央診療施設部門

（職員及び職務）

第4条 看護部に次の職員を置く。

- (1) 看護部長
 - (2) 副看護部長
 - (3) 看護師長
 - (4) 副看護師長
 - (5) 医療職員
- 2 看護部長は、看護部の医療職員をもって充て、病院長の命を受け、看護部の業務を掌理する。
 - 3 副看護部長は、看護部の医療職員をもって充て、看護部長の職務を補佐する。
 - 4 看護師長は、看護部の医療職員をもって充て、看護部長の命を受け、所掌するそれぞれの業務を分掌する。
 - 5 副看護師長は、看護部の医療職員をもって充て、看護師長の職務を補佐し、所掌業務を処理する。
 - 6 医療職員は、看護師長等の命を受け、それぞれの業務を行う。

（管理者会議）

第5条 看護部の円滑な運営を図るため、管理者会議を置く。

- 2 管理者会議は、次の事項について審議する。
 - (1) 看護業務に関する事項
 - (2) 看護部各部門の連絡調整に関する事。
 - (3) その他必要な事項

第6条 管理者会議は、看護部長、副看護部長及び看護師長をもって組織する。

第7条 看護部長は、必要に応じ管理者会議を招集する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、看護部の業務の実施に関し、必要な事項は病院運営会議の議を経て、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。